

## ○医療法人の設立および解散認可申請にかかる 提出期限についてのお知らせ

医療法人の設立および解散につきましては、医療法(昭和23年法律第205号)の規定により、その認可に当たり県の医療審議会の意見を聴くこととされておりますが、平成30年度の第2回滋賀県医療審議会医療法人部会を、平成31年2月に開催する予定であり、それにあわせて今回の審議にかかる申請書類の提出期限を平成30年12月7日(金)とします。

なお、提出された書類等に不備があった場合には、その次の審議会での意見聴取となる場合もありますので、できるだけ早く事前協議をいただきますようお願いいたします。

### ■ 提出・問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部医療政策課医療整備係

電 話 077-528-3625

F A X 077-528-4859